

令和8年9月4日
名古屋税関

輸入差止点数が過去最多を更新（上半期ベース）

（令和8年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況）

名古屋税関は、令和8年上半期（1月から6月まで）の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止点数が平成23年に報道発表を開始して以来、過去最多の50万点超

- 輸入差止件数は1,062件で、前年同期比0.7%の増加となりました。
- 輸入差止点数は549,058点で、前年同期比約23倍となりました。

仕出国（地域）別：中国の輸入差止件数・点数ともに最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の46.6%（495件、前年同期比2.9%増）を占め最多となり、ベトナムが全体の28.1%（298件、前年同期比33.0%減）となりました。
- 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、中国が全体の97.7%（536,665点、前年同期比約27倍）を占め最多となり、マレーシアが全体の1.0%（5,496点、前年同期比2,748倍）となりました。

知的財産別：意匠権侵害物品の輸入差止点数が過去最多

- 知的財産別の輸入差止件数は、商標権侵害物品が890件で引き続き最多となりました。
- 知的財産別の輸入差止点数では、意匠権侵害物品が約51万点で過去最多となりました。

品目別：「ホットアイマスク」の輸入差止点数が50万点超

- 品目別の輸入差止件数では、衣類が342件（構成比26.2%）、靴類が180件（構成比13.8%）、バッグ類が130件（構成比10.0%）で、これら3品目で全体の半数を占めました。
- 品目別の輸入差止点数では、「ホットアイマスク」が50万点を超え、輸入差止点数が過去最多となる要因となりました。また、「シール、ステッカー」は、前年同期比約8.5倍（15,577点）となりました。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報聴室
TEL：052-654-4008

令和8年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

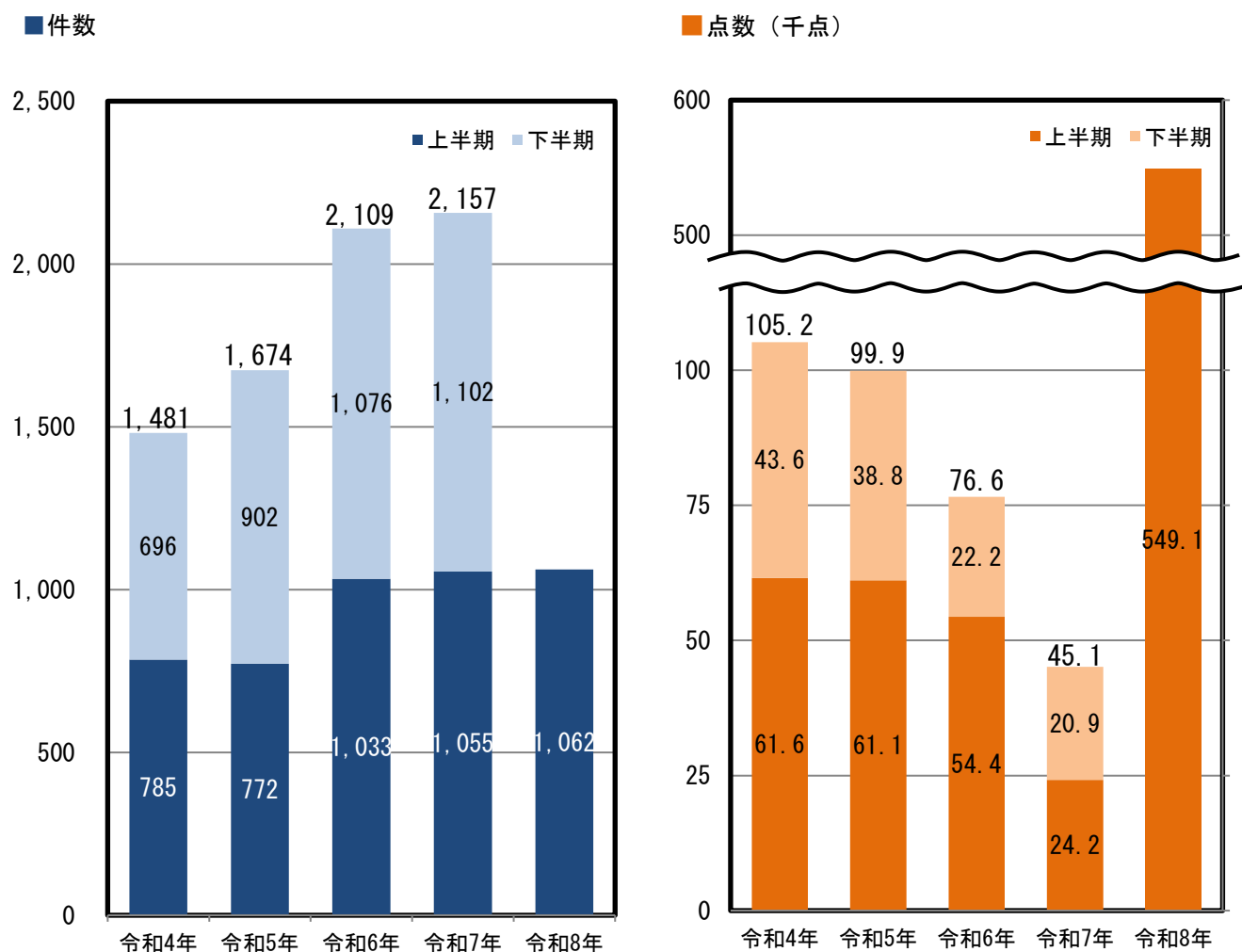
- 輸入差止件数は、1,062 件で、前年同期比 0.7%の増加となりました。
- 輸入差止点数は、549,058 点で、前年同期比約 23 倍となりました。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1 件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

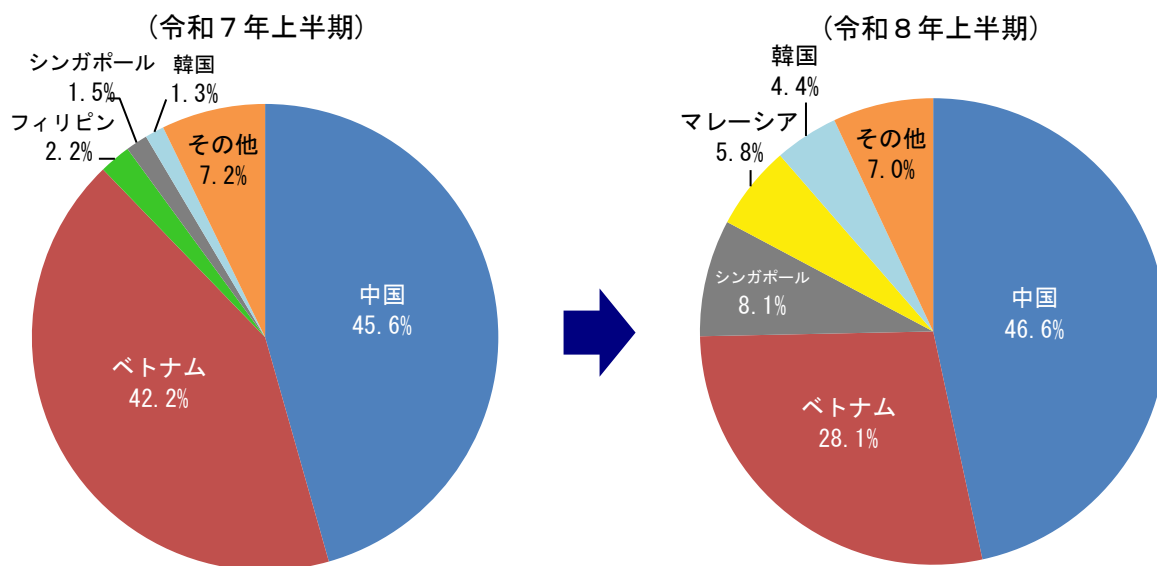
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



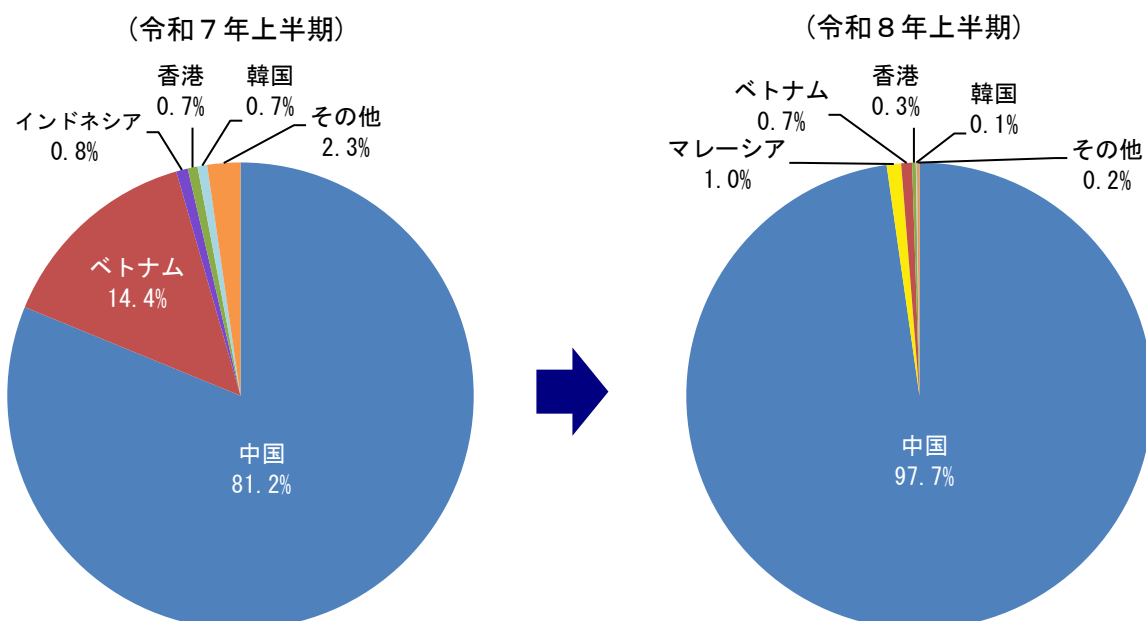
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが前年同期と同様に最多となり、495 件（構成比 46.6%、前年同期比 2.9%増）でした。次いでベトナムが 298 件（同 28.1%、同 33.0%減）、シンガポールが 86 件（同 8.1%、同約 5.4 倍）、マレーシアが 62 件（同 5.8%、同 62 倍）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 536,665 点（構成比 97.7%、前年同期比約 27 倍）と前年同期の実績（19,633 点）から大幅に増加しました。次いでマレーシアが 5,496 点（同 1.0%、同 2,748 倍）、ベトナムが 4,098 点（同 0.7%、同 18.0%増）でした。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比の推移（件数）



仕出国（地域）別輸入差止実績構成比の推移（点数）



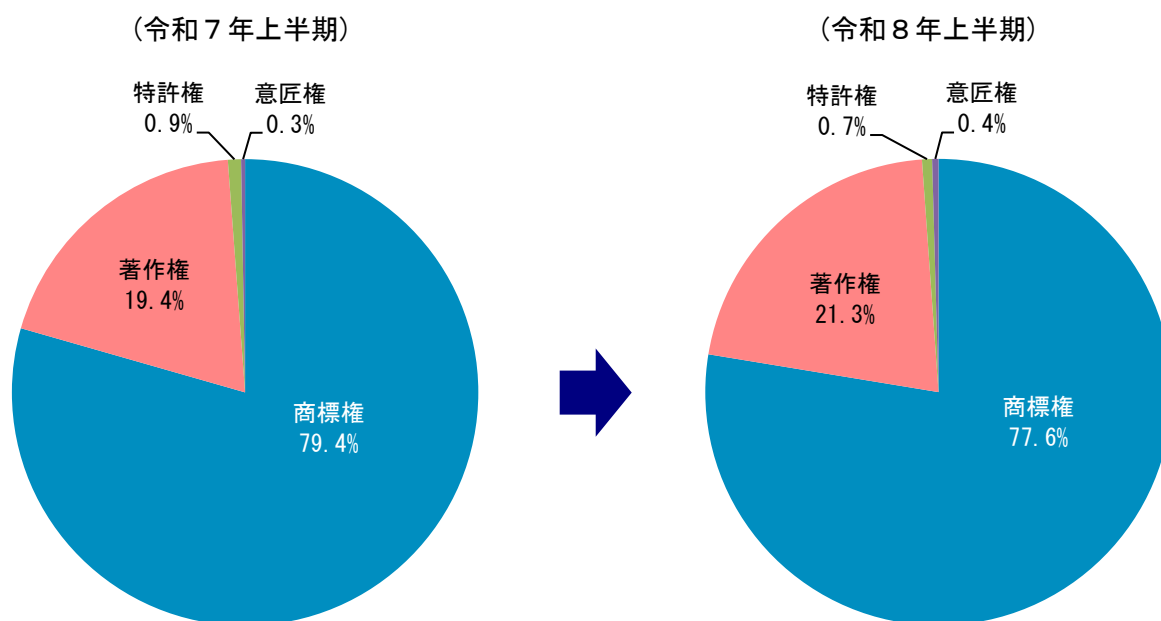
(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

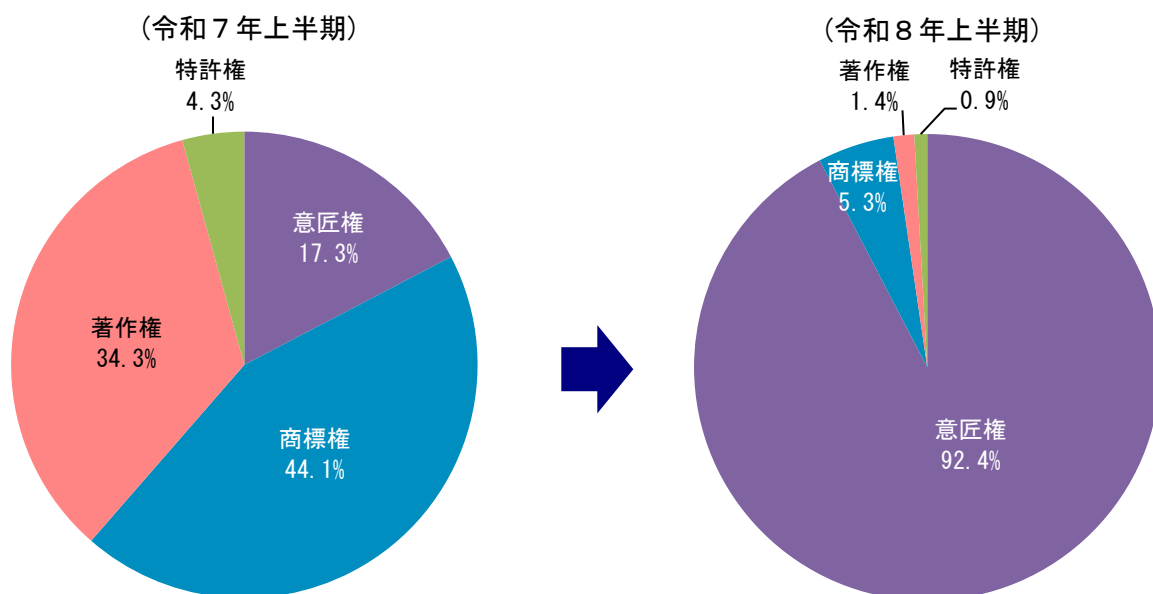
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 890 件（構成比 77.6%、前年同期比 1.9%増）で大半を占めました。
- 輸入差止点数は、その他に分類される「ホットアイマスク」などの意匠権侵害物品が 507, 171 点（構成比 92.4%、前年同期比約 121 倍）と大幅に増加し、平成 23 年に報道発表を開始して以来、過去最多の点数となりました。

知的財産の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

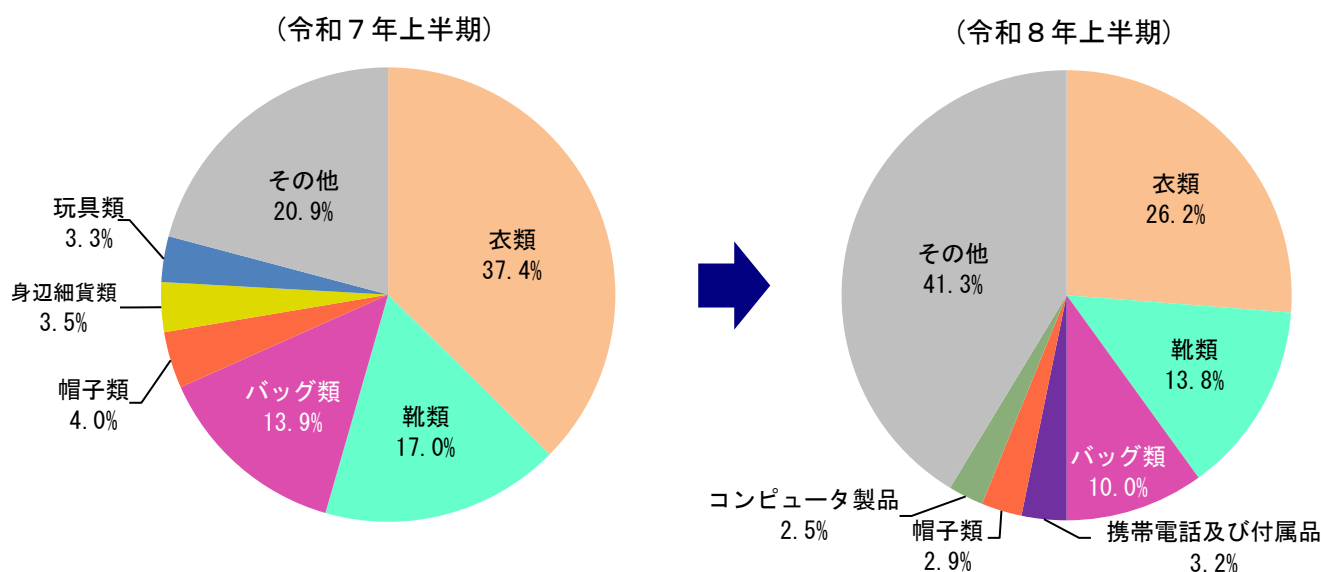
- 輸入差止件数は、衣類が 342 件（構成比 26.2%、前年同期比 35.3%減）と最も多く、次いで靴類が 180 件（同 13.8%、同 25.3%減）、バッグ類が 130 件（同 10.0%、同 33.7%減）でした。

「その他」に含まれる「シール、ステッカー」が 338 件（前年同期比約 10 倍）でした。

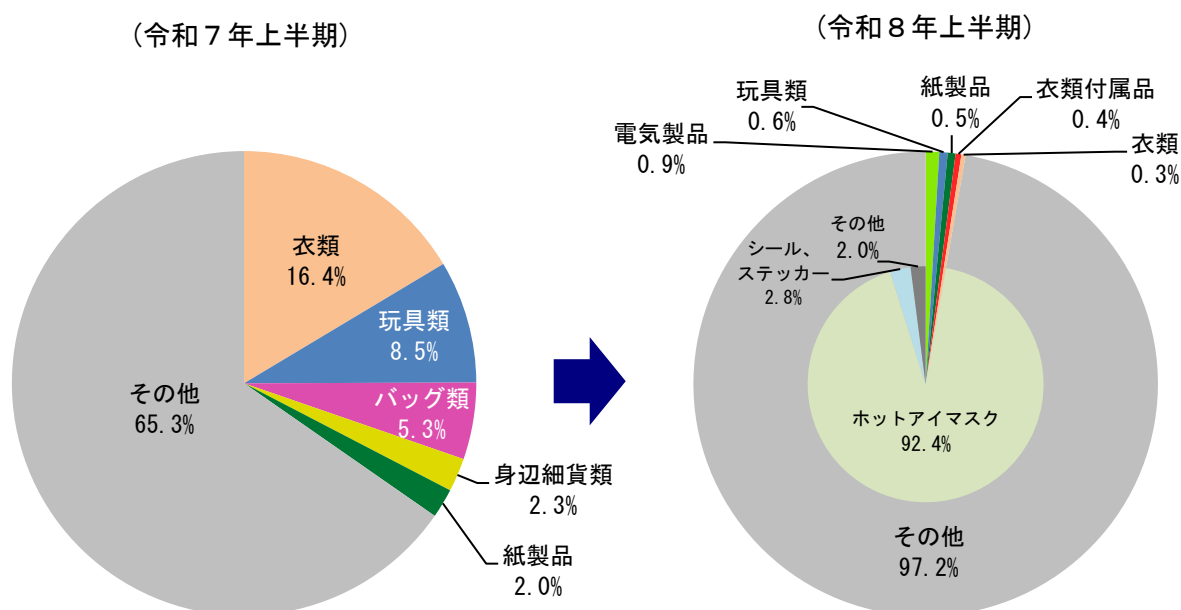
- 輸入差止点数は、電気製品が 5,150 点（構成比 0.9%、前年同期比約 15 倍）、玩具類が 3,184 点（同 0.6%、同 54.3%増）、紙製品が 2,981 点（同 0.5%、同約 6.0 倍）でした。

「その他」に含まれる「ホットアイマスク」が 507,168 点（同 92.4%、全増）で最多となり、次いで「シール、ステッカー」が 15,577 点（同 2.8%、同約 8.5 倍）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

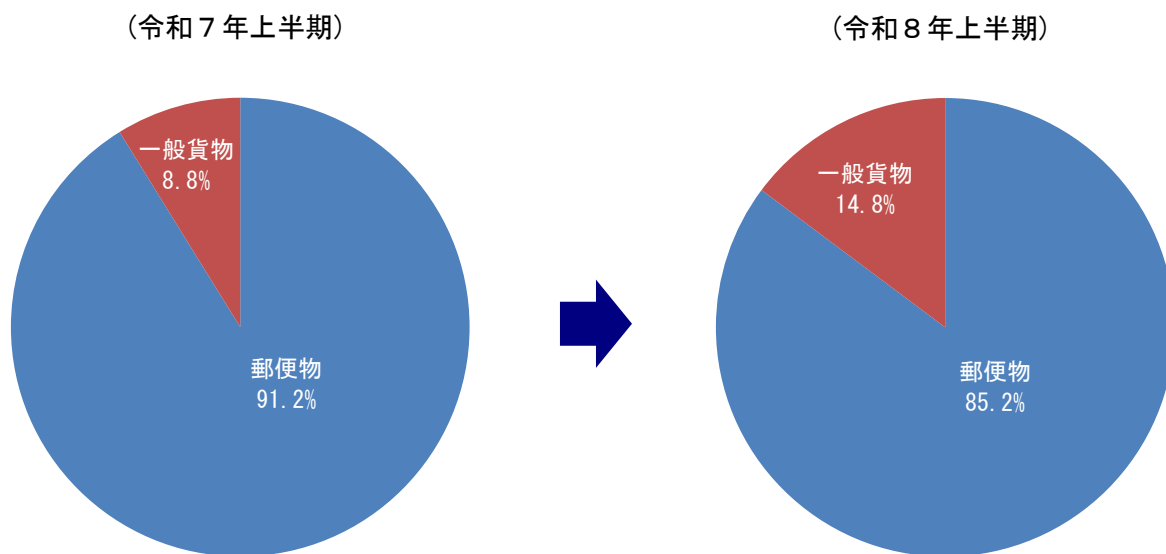


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

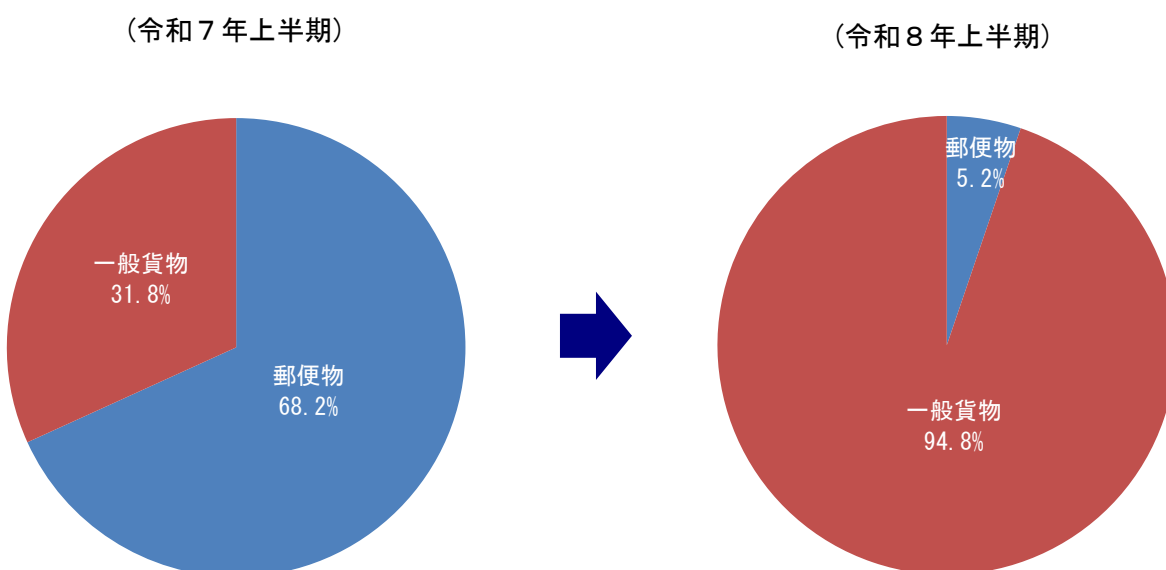
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が 905 件（構成比 85.2%、前年同期比 5.9%減）で大半を占めており、一般貨物は 157 件（同 14.8%、同 68.8%増）でした。
- 輸入差止点数は、一般貨物が 520,357 点（構成比 94.8%、前年同期比約 68 倍）と前年同期の実績（7,686 点）から大幅に増加し、平成 23 年に報道発表を開始して以来、過去最多の点数となりました。郵便物は 28,701 点（同 5.2%、同 74.0%増）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



令和 8 年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和 6 年	令和 7 年	令和 6 年 上半期	令和 7 年 上半期	令和 8 年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	1,094	1,017	544	481	495	102.9%	46.6%
ベトナム	669	885	295	445	298	67.0%	28.1%
シンガポール	13	21	9	16	86	537.5%	8.1%
マレーシア	1	15	0	1	62	6200.0%	5.8%
韓国	83	26	39	14	47	335.7%	4.4%
香港	13	16	3	6	18	300.0%	1.7%
ミャンマー	11	32	4	14	13	92.9%	1.2%
フィリピン	75	47	50	23	10	43.5%	0.9%
台湾	7	15	3	7	7	100.0%	0.7%
タイ	41	13	25	8	6	75.0%	0.6%
上記以外の国	102	70	61	40	20	50.0%	1.9%
合計	2,109	2,157	1,033	1,055	1,062	100.7%	100.0%

（注 1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注 2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	62,053	36,196	47,914	19,633	536,665	2733.5%	97.7%
マレーシア	6	749	0	2	5,496	274800.0%	1.0%
ベトナム	5,953	6,137	2,753	3,472	4,098	118.0%	0.7%
香港	3,267	349	564	165	1,409	853.9%	0.3%
韓国	1,619	222	333	162	422	260.5%	0.1%
シンガポール	333	154	303	147	417	283.7%	0.1%
タイ	456	136	386	43	292	679.1%	0.1%
フィリピン	1,740	475	1,328	162	80	49.4%	0.0%
ミャンマー	35	176	13	53	46	86.8%	0.0%
台湾	702	64	692	18	41	227.8%	0.0%
上記以外の国	451	419	100	322	92	28.6%	0.0%
合計	76,615	45,077	54,386	24,179	549,058	2270.8%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	37	19	14	10	8	80.0%	0.7%
	741	1,595	570	1,037	4,910	473.5%	0.9%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	8	4	3	3	5	166.7%	0.4%
	3,847	4,193	25	4,192	507,171	12098.5%	92.4%
商標権	1,806	1,746	881	873	890	101.9%	77.6%
	24,659	21,641	14,281	10,654	29,119	273.3%	5.3%
著作権	365	467	197	213	244	114.6%	21.3%
	47,368	17,648	39,510	8,296	7,858	94.7%	1.4%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	2,109	2,157	1,033	1,055	1,062	100.7%	100.0%
	76,615	45,077	54,386	24,179	549,058	2270.8%	100.0%

（注1） 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	1,037	1,077	481	529	342	64.7%	26.2%
靴類	529	475	251	241	180	74.7%	13.8%
バッグ類	399	378	187	196	130	66.3%	10.0%
携帯電話及び付属品	117	89	60	40	42	105.0%	3.2%
帽子類	111	107	62	57	38	66.7%	2.9%
コンピュータ製品	11	22	8	8	33	412.5%	2.5%
身辺細貨類	143	107	75	50	27	54.0%	2.1%
玩具類	68	87	35	46	22	47.8%	1.7%
自動車付属品	67	43	45	22	19	86.4%	1.5%
文具類	37	37	17	18	17	94.4%	1.3%
ベルト類	47	39	29	19	14	73.7%	1.1%
キーホルダー類	48	38	21	16	12	75.0%	0.9%
布製品	52	33	31	15	11	73.3%	0.8%
家庭用雑貨	36	28	20	11	8	72.7%	0.6%
電気製品	15	9	11	3	6	200.0%	0.5%
上記以外の品目	341	311	175	143	403	281.8%	30.9%
合計	2,109	2,157	1,033	1,055	1,062	100.7%	100.0%

（注1） 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
電気製品	3,430	403	324	348	5,150	1479.9%	0.9%
玩具類	3,779	3,943	3,138	2,064	3,184	154.3%	0.6%
紙製品	667	806	436	495	2,981	602.2%	0.5%
衣類付属品	50	0	32	0	2,222	全増	0.4%
衣類	9,370	8,304	3,800	3,968	1,597	40.2%	0.3%
身辺細貨類	1,944	957	1,041	564	740	131.2%	0.1%
帽子類	419	399	277	158	419	265.2%	0.1%
文具類	347	213	169	124	412	332.3%	0.1%
家庭用雑貨	886	149	390	76	332	436.8%	0.1%
バッグ類	1,896	4,190	931	1,292	311	24.1%	0.1%
靴類	988	1,044	476	446	283	63.5%	0.1%
自動車付属品	396	1,060	278	399	250	62.7%	0.0%
キーホルダー類	333	635	80	128	192	150.0%	0.0%
運動用具	263	259	241	55	164	298.2%	0.0%
布製品	1,142	165	257	96	162	168.8%	0.0%
上記以外の品目	50,705	22,550	42,516	13,966	530,659	3799.6%	96.6%
合計	76,615	45,077	54,386	24,179	549,058	2270.8%	100.0%

（注1）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
郵便物	1,927	1,982	922	962	905	94.1%	85.2%
	67,513	36,245	51,967	16,493	28,701	174.0%	5.2%
一般貨物	182	175	111	93	157	168.8%	14.8%
	9,102	8,832	2,419	7,686	520,357	6770.2%	94.8%
合計	2,109	2,157	1,033	1,055	1,062	100.7%	100.0%
	76,615	45,077	54,386	24,179	549,058	2270.8%	100.0%

(注1) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

7. 輸出差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和6年	令和7年	令和6年 上半期	令和7年 上半期	令和8年 上半期	前年 同期比	構成比
自動車 付属品	3	3	2	1	1	100.0%	100.0%
	3	3	2	1	1	100.0%	100.0%
衣類	0	1	0	1	0	全減	—
	0	1	0	1	0	全減	—
合計	3	4	2	2	1	50.0%	100.0%
	3	4	2	2	1	50.0%	100.0%

(令和8年上半期 仕向国：ガイアナ 権利：商標権)

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

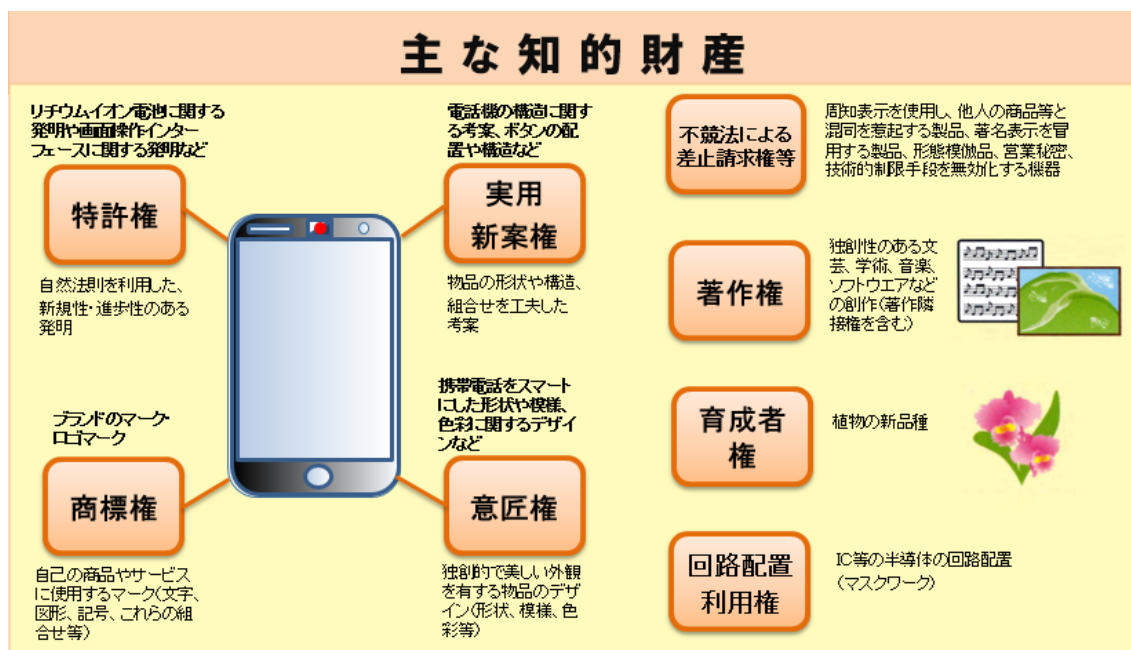
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑨ の 2 意匠権又は商標権で海外事業者を仕出人とする模倣品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。